

附属機関等会議録

令和4年12月22日

会議の名称	令和4年度第2回島田市個人情報保護審議会
開催日時	令和4年12月15日（木） 午後3時00分から 午後5時00分まで
開催場所	島田市役所4階第三委員会室南
会議の議題	(1) 個人情報取扱事務の届出について (2) 個人情報保護法の改正について
会議の公開又は全部若しくは一部の非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開（ 全部 ・ 一部 ）
会議の全部又は一部の非公開の理由	
公開の場合の傍聴人の数	0 人
出席者の氏名等	出席者：小西会長（オンライン出席）、尾村委員、金原委員、 蛭田委員の4名 欠席者：坂本委員、鈴木委員の2名
会議の結果	<p>（1）個人情報取扱事務の届出について</p> <p>別添資料のとおり、新規報告案件7件、変更報告案件18件、廃止案件4件、移管案件29件について説明を行い、全て承認された。</p> <p>委員からの意見や質問があった事務に関しては、以下に抜粋する。</p> <p style="text-align: center;">【表記例】</p> <p>[担当課] 事務の担当課。</p> <p>[事務名] 本審議会における整理番号と事務の名称。</p> <p>[案件種別] 新規の事務については新規、既存事務の変更については変更という。また、審議会の意見を聴く必要がある場合は審議、報告のみの案件については報告という。この項目を組み合わせ、「新規審議」というような形で呼称する。</p> <p>[概要] 新規案件においては事務の概要、変更案件においては変更の概要。</p> <p>[審議ポイント] 審議案件に係る個人情報保護審議会の意見を聴く必要のある部分。報告案件の場合、省略。</p> <p>[意見・質問] 個人情報の取扱いに関する委員の意見や質問。該当がなければ空欄。</p> <p>[回答・対応] 委員の意見・質問に対する回答や対応。該当</p>

がなければ空欄。

[結 果] 審議における結果。報告案件の場合、省略。

会 議 の 結 果

[担 当 課] 健康づくり課

[事 務 名] 2 抗原定性検査キット配布事業

[案 件 種 別] 新規報告

[意 見 ・ 質 問] ①個人情報の記録項目のその他（チェックリスト）は、どのようなものか。

②チェックリストのチェック項目「中学生以上64歳未満」「基礎疾患（※）がない」「妊娠をしてない」に該当しない場合は、どうなるのか。

③医療機関等の従事者本人が申請するのか、それとも医療機関等の事業所の代表者が申請するのか。

④医療機関等の従事者本人と医療機関等の事業所はどちらも市内在住者（市内にある）でなければならないのか。

[回 答 ・ 対 応] ①チェックリスト【参考1】を配布し説明した。

②担当課に確認し、後日回答する。

③原則は、医療機関等の事業所の代表者が申請することになっているが、医療機関等の従事者本人が申請することも出来る。

④医療機関等の従事者本人が申請する場合は、本人が市内在住者であることが条件であり、医療機関等の事業所の代表者が申請する場合には、医療機関等の事業所が市内にあることが条件であるが、そこに勤める従業員は市内外の従業員を対象とする。

[担 当 課] 観光課

[事 務 名] 4 空港見学会参加者募集事務

[案 件 種 別] 新規報告

[意 見 ・ 質 問] ①参加者情報をどのように委託先に提供するのか。

②県から補助金などが出ている事業であるのか。

[回 答 ・ 対 応] ①「島田市情報セキュリティポリシー」1.2 情報資産の取扱い方法に従い提供している。

②市の単独事業であると思うが、担当課に確認し、後日回答する。

[担 当 課] 納税課・課税課

[事 務 名] 5 市税の還付事務

会 議 の 結 果	[案 件 種 別]	新規報告
	[意 見 ・ 質 問]	①事務の開始年月日が平成14年6月1日となっているが、届出を忘れていたのか。
	[回 答 ・ 対 応]	①市税の収納管理事務（整理番号95）から市税の還付事務を切り離し、今回市税の還付事務だけを新たに届け出るものである。従って、この事務は平成14年6月1日から既に開始されている事務である。
	[担 当 課]	会計課
	[事 務 名]	6 災害義援金受付事務
	[案 件 種 別]	新規報告
	[意 見 ・ 質 問]	①領収証書（受領証）を必ず発行するのか。 ②事務を開始した経緯は。
	[回 答 ・ 対 応]	①担当課に確認し、後日回答する。 ②島田市への災害義援金の受付事務は、今までなかった事務であり、この度の台風15号による甚大な被害があったことを受け、初めて災害義援金の受付事務を開始することになった。
	[担 当 課]	図書館課
	[事 務 名]	7 島田市図書館視聴覚資料の館内視聴申請取扱事務
	[案 件 種 別]	新規報告
	[意 見 ・ 質 問]	①視聴覚機器等の不具合や忘れ物があり、本人に連絡するため、氏名、住所、電話番号などを収集することは分かるが、『趣味・嗜好』を収集するということは、収集した内容を分析したり、活用したりすることがあるということか。 ②事務の概要で『③事務手続きの中で、視聴申請用紙は、一定期間キャビネットに保管後、適切な方法で廃棄します。』とあるが、一定期間とはどのくらいの期間であるか。
[回 答 ・ 対 応]	①担当課に確認し、回答します。 ②担当課に確認し、回答します。	
[担 当 課]	包括ケア推進課	
[事 務 名]	10 高齢者に対する虐待防止等事務	
[案 件 種 別]	変更報告	
[意 見 ・ 質 問]	①「目的外利用する」欄のチェックが外されているが、正しいのかどうか。	

会 議 の 結 果

- [回答・対応] ①目的外利用していた特別定額給付金支給事務が終了しているので、「目的外利用する」欄のチェックを外した。
- [担 当 課] 子育て応援課
- [事 務 名] 17 幼稚園・保育園等巡回相談
- [案件種別] 変更報告
- [意見・質問] ①市として先生向けの研修会や勉強会などを考えているのか。ストレスを抱えている先生に対するケアやアドバイスをを行い、寄り添っていけることを考える時ではないのか。
- ②グループウェアシステムと子育て支援プラットフォームのセキュリティーの違いは。
- ③双方向からアクセス出来るシステムの場合、それぞれに権限を付与し、見ることが出来る情報を調整していくことになると思うが、他の人に見えてしまうような漏えいが無いように努めてもらいたい。
- [回答・対応] ①バスの置き去りや虐待の事件など、保育を取り巻く環境は、課題が沢山あるが、バスの置き去り防止対策として、新たな取組が動き始めている部分もある。当然、保育士の指導、教育的な部分については、主管課（保育支援課）で何かしら考えていることではあるので、御意見は主管課に伝えていく。
- ②グループウェアシステムは市の職員だけが見ること出来るシステムであり、子育て支援プラットフォームは、市と市民双方が見ることが出来るシステムである。セキュリティーはグループウェアシステムの方が高い設定となる。
- ③双方向からアクセス出来るシステムに、外に出したくない情報を載せないことを徹底していく。
- [担 当 課] 文化振興課
- [事 務 名] 19 街角ライブ事業
- [案件種別] 変更報告
- [意見・質問] ①措置の内容（パスワード、IDで他課の者にみられないように保管）と記載されているが、「IDで他課の者にみられない」とはどういうことか。他の案件に記載されているような（IDとパスワードで閲覧を制限する）とは異なり、特別な事情があるのか。
- [回答・対応] ①特別な事情はなく、表記の違いであるため、表記の統一を今後図っていく。

	<p>[担当課] 納税課</p> <p>[事務名] 23 市税の収納管理事務</p> <p>[案件種別] 変更報告</p> <p>[意見・質問] ①個人情報の記録項目（経済状況等）の取引状況（口座情報）に新たにチェックが入っているが、今まで届出がなされていなかったのか。</p> <p>[回答・対応] ①届出はされていたが、個人情報の取扱項目のチェックが抜け落ちていた。</p> <p>そ の 他 <u>資料【事務の概要】の添付について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料【事務の概要】が添付されている案件と添付されていない案件がある。 ・変更点がポイントでわかるので、事務の概要を添付してもらおうとありがたい。 ・事前に資料の理解を進めることにより審議も迅速化出来ると思うので検討していただきたい。
<p>会 議 の 結 果</p>	<p><u>（２）個人情報保護法の改正について</u></p> <p>資料１～資料４を説明後、委員から意見・質問を受付けた。</p> <p><u>【資料１】</u></p> <p>令和３年５月に個人情報保護法が改正され、全国的な共通ルールが定められたことにより、全ての地方公共団体が令和５年４月より改正法の直接適用を受けることになる。</p> <p>これに伴い、既存の島田市個人情報保護条例を見直し、必要とされる規定の整備が求められていることを説明。</p> <p><u>【資料２】</u></p> <p>９月に実施した新条例案に対する意見聴取結果とその対応方針について説明。</p> <p><u>【資料３、資料４】</u></p> <p>意見聴取結果を踏まえた新条例案「島田市個人情報の保護に関する法律施行条例」とその条例に規定された審議会の機能について説明。</p>
	<p>[意見・質問]</p> <p>①審議会で案件ごとの審議が出来なくなるのか。</p> <p>②審議会では何を扱うのか。</p> <p>③議会への上程はいつか。</p> <p>④施行はいつからか。</p> <p>⑤審議会の開催は年何回を想定しているか。</p> <p>⑥委員の任期について、任期はリセットされるのか。</p>
	<p>[回答・対応]</p> <p>①その通りである。</p> <p>②個人情報保護制度の運営に関することや制度全般のこと、そして情報漏えい等の事故報告といった事案を取扱うことになる。</p> <p>③２月議会に上程する。</p> <p>④令和５年４月１日である。</p> <p>⑤年１、２回の開催を想定している。</p>

		<p>⑥令和5年4月1日以降も現在の任期は継続するが、令和6年3月31日ですべての委員の任期を終了させていただく。金原委員と蛭田委員の任期は令和6年6月30日までだが、任期の期間を統一したいので、令和6年3月31日で区切らせてもらう。</p>
<p>会議の結果</p>	<p>その他</p>	<p>【小西会長より】 令和5年4月1日から、現在の審議会がどのように変わり、どのように運用していくのか、改めて整理し説明していただけるとありがたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営方法（開催数や開催方法） ・どのようなテーマを扱っていくのか。 （個人情報制度の運営に関する重要事項等） ・事故(漏えい)が発生した際の審議会の役割など
<p>提出された資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第2回島田市個人情報保護審議会次第 ・令和4年度第2回島田市個人情報保護審議会個人情報取扱届出簿（届出書） ・島田市個人情報保護審議会の意見の類型表 ・資料1 個人情報保護制度見直しの全体像 ・資料2 新条例案に対する御意見と対応方針 ・資料3 新条例案 ・資料4 新条例案の内容と審議会の機能について ・参考1 チェックリスト（抗原定性検査キット配布事業） 	
<p>会議を所管する課の名称</p>	<p>行政経営部 行政総務課</p>	
<p>その他必要な事項</p>	<p>なし</p>	